

山梨県公報

第六百三十七号

令和八年

三月十二日

木曜日

目次

告示

- 道路の供用開始……………一〇九
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(四件)……………一〇九
- 令和八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等……………一一〇

公告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………一二二

人事委員会

- 山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則……………一二三
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………一二三

告示

山梨県告示第七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和八年四月二日まで一般の縦覧に供する。

令和八年三月十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	長沢小淵沢線	北杜市小淵沢町上笹尾字竹阿原 三一八一番四地先から 北杜市小淵沢町上笹尾字竹阿原 三一八一番三八地先まで	四二・〇	令和八年三月十六日

山梨県告示第七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十二日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 施行者の名称 甲府市

二 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画下水道事業甲府市公共下水道

三 事業施行期間 昭和二十九年四月一日から令和十五年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 昭和三十一年建設省告示第八百六号、昭和三十八年建設省告示第九百八十号、昭和四十一年建設省告示第四千三十三号、昭和四十四年建設省告示第九百四十二号、昭和四十八年山梨県告示第四号、昭和五十二年山梨県告示第五百五十五号、昭和五十七年山梨県告示第二百十七号、昭和六十年山梨県告示第二百六十二号、昭和六十二年山梨県告示第七十三号、平成二年山梨県告示第三百二十六号、平成八年山梨県告示第六十三号、平成九年山梨県告示第二百三十三号、平成十四年山梨県告示第三百九十五号、平成二十三年山梨県告示第六十八号及び平成三十一年山梨県告示第九十九号の事業地のうち甲府市岩窪町龍萃山及び字長谷の各一部、和田町字村ノ内の一部、塚原町字西山、字西山道北、字大道上、字山路、字大道東及び字堀川西の各一部、上町明石、西河原、大土井、天神、天屋及び年代の各一部、増坪町デクヤ、角田、沼、外河原及び小柳の各一部、小瀬町字三ツ又及び字整理地の各一部、下鍛冶屋町字整理地及び十六枚の各一部、上今井町椀面、西河原、八反田及び高倉の各一部、中町横道上、上ヶ待及び西舞台の各一部、落合町字愛宕山町、沼、中瀬、福部、竹道及び橋場の一部、西油川町天神及び蛭沢の各一部、下今井町村西の一部、東下条町上起しの一部、西下条町藤見、八反田及び東丹甫の各一部、大里町字大北耕地の一部、大津町鍛冶分、入田、杓田、横田及び村添の各一部、蓬沢町整理地の一部、蓬沢一丁目の一部、西高橋町整理地及び字第二整理地の各一部、七沢町横田及び道下の各一部、上阿原町塚腰、京塚及び整理地の各一部、向町扇田、増田、横田、森前、舞台、上阿原後及び整理地の各一部、川田町起田、御領川原及び正里の各一部、和戸町琵琶田、長沢及び外森の各一部、桜井町上土器、下土器、石川、横田、字内山及び春能の各一部、元紺屋町の一部、愛宕町長禅寺山、元紺屋町及び字愛宕山の各一部、東光寺三丁目的一部、東光寺町字北八反田の一部、国玉町鎌作の一部並びに高室町西河原の一部において、事業地を変更する。

2 使用の部分 なし

山梨県告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 施行者の名称 甲府市

二 都市計画事業の種類及び名称 笛吹川都市計画下水道事業甲府市公共下水道

三 事業施行期間 昭和六十二年十一月二十九日から令和十五年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 平成十四年山梨県告示第三百九十四号、平成十九年山梨県告示第三百六十六号、平成二十六年山梨県告示第九十六号及び平成三十一年山梨県告示第九十九号の事業地に、甲府市上曾根町字北河原の一部、下向山町字小姓坂、字三畑及び字松本の各一部並びに右左口町字郷戸及び字下組の各一部において、事業地を変更する。
- 2 使用の部分 なし

山梨県告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 施行者の名称 都留市

二 都市計画事業の種類及び名称 都留都市計画下水道事業都留市公共下水道

三 事業施行期間 平成六年三月二十四日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 平成六年山梨県告示第二百十三号、平成十年山梨県告示第五百四号、平成十三年山梨県告示第四十七号、平成十六年山梨県告示第五百七十七号、平成二十一年山梨県告示第百十四号、平成二十二年山梨県告示第百二十八号、平成二十六年山梨県告示第二百五十四号、平成二十八年山梨県告示第百十三号及び令和二年山梨県告示第百十号の事業地のうち、都留市大字田野倉字馬場、字宿、字桃園、

字田代、字中野原、字定極、字山梨及び字古沢、大字小形山下松葉、大字井倉字馬場及び字九鬼、大字古川渡字朴の木、字横道、字前ヶ久保及び字大久保、大字四日市場字田代辻、大字下谷字源生、大字上谷字山目久保、字山の神及び字金山、大字十日市場字名主目、字西海道及び字溝黒、大字夏狩字曾里畑、下谷三丁目、下谷四丁目、つる三丁目、つる五丁目、上谷二丁目、上谷四丁目、上谷六丁目並びに田原三丁目の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 なし

山梨県告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 施行者の名称 忍野村

二 都市計画事業の種類及び名称 富士北麓都市計画下水道事業忍野村公共下水道

三 事業施行期間 昭和五十四年三月一日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 昭和五十四年山梨県告示第七十二号の三、昭和五十九年山梨県告示第四百二十一号、平成元年山梨県告示第六十九号、平成三年山梨県告示第十一号、平成八年山梨県告示第二百二十九号、平成十三年山梨県告示第二百十三号、平成十八年山梨県告示第二百三十五号、平成二十三年山梨県告示第百九十一号、平成二十八年山梨県告示第百十九号、平成二十九年山梨県告示第百三十七号及び令和二年山梨県告示第三十四号の事業地のうち、忍野村大字忍草字鶴ヶ池、字並松、字腰巻及び字上屋敷の各地内において事業地を変更する。
- 2 使用の部分 なし

山梨県告示第七十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、令和八年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政

令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)等について次のとおり定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)を受け、競争入札参加資格を有すると認められたものとする。

1 令第六百六十七条の四第一項各号(令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当する者

2 令第六百六十七条の四第二項(令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、令第六百六十七条の四第二項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

4 県税(個人県民税を除く。)並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

5 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日(以下「審査基準日」という。)において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

7 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和三年山梨県告示第六十七号(以下「令和三年告示」という。))に掲げる契約の種類及び種目(以下「契約の種類等」という。)のうち、競争入札参加資格を受けようとする契約の種類等に係る営業を営んでいることが確認できない者

8 契約の履行に当たり必要な機器等を所有(リースの場合を含む。)していない者

二 資格審査の申請の方法

1 資格審査を受けようとする者は、別に定める物品等競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)及び誓約書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (一) 法人の登記事項証明書(法人の場合)
- (二) 身分証明書(個人の場合)

(三) 印鑑証明書

(四) 財務諸表(法人にあつては審査基準日の直近の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては審査基準日の直近に提出した所得税確定申告書の写し)

(五) 納税証明書(審査基準日の直近の全ての県税(個人県民税を除く。)及び消費税に係るもの)

(六) 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合は、それを証明する書面

(七) 返信用封筒(長形三号)(送付先を記載し、百十円分の郵便切手を貼付)

2 申請書及び添付書類は、七に掲げる場所にあらかじめ連絡の上持参すること。

3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

三 競争入札参加資格の有効期限

競争入札参加資格の有効期限は、競争入札参加資格を認定した日から令和九年三月三十一日までとする。

四 変更等の届出

競争入札参加資格を有すると認められた者は、その資格の有効期間中に次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

1 商号又は名称

2 法人にあつては代表者又は役員の職及び氏名、個人にあつては氏名

3 代理人として指定され、競争入札、見積り及び契約に関する一切の権限を委任されている者の氏名

4 所在地又は住所(代理人の所在地又は住所を含む。)

5 電話番号

6 使用印鑑

7 資本金(法人の場合に限る。)

8 競争入札への参加を希望する契約の種類等及び順位

9 その他営業内容に関する重要な事項

五 競争入札参加資格の取消し

競争入札参加資格を有すると認められた者が、次のいずれかに該当することが判明したときは、知事はその競争入札参加資格を取り消すことができる。

1 一のいずれかに該当する者となつたとき。

2 虚偽又は不正な方法により競争入札参加資格を受けたことが明らかになつたとき。

3 競争入札参加資格の認定を受けた契約の種類等に係る営業の全部を廃業したとき。

- 4 その他知事が必要と認めるとき。
- 六 競争入札参加資格の有効期間の更新手続
県において競争入札が見込まれる年度に競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。
- 七 競争入札参加資格に関する文書を入力するための手段
資格審査の申請に係る様式等は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇一八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五―二二三―一三九五）にあらかじめ連絡の上請求して入手すること。
- 八 その他
令和三年告示に基づき競争入札参加資格を有する者は、この告示に基づく競争入札参加資格を有する者とみなす。

公 告

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和八年三月十二日

一 届出者 山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲	石川県白山市松本町二千五百十二番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 クスリのアオキ石和温泉駅前店
 - (二) 所在地 山梨県笛吹市石和町駅前十四番六
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲	石川県白山市松本町二千五百十二番地

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 令和八年十月二十一日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千二百七十六平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 四十三台
 - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 十六台
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスリのアオキ	午前九時	午前零時
 - (二) 容量 六・五立方メートル
 - (三) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 面積 十八平方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午前零時三十分まで
 - (一) 数 二箇所
 - (二) 位置 届出の図面のとおり
- 8 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後

- 十時まで
- 三 届出年月日 令和八年二月二十日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和八年七月十三日まで

人事委員会

山梨県人事委員会規則第九号

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十二日

山梨県人事委員会

委員長 水 上 浩 一

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「以上」の下に「(満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上)」を加える。

- 一 山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)第三十一条第二号
- 二 山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)第二十八条第二号
- 三 山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)第二十六条第二号

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十二日

山梨県人事委員会

委員長 水 上 浩 一

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号イ中「百分の百二十七・五以上百分の三百二十二・五」を「百分の百二十六・二五以上百分の三百十八・七五」に、「百分の百五十一・五以上百分の三百八十二・五」を「百分の百五十・二五以上百分の三百七十八・七五」に改め、同号ロ中「百分の百十六以上百分の百二十七・五」を「百分の百十四・七五以上百分の百二十六・二五」に、「百分の百三十七以上百分の百五十一・五」を「百分の百三十五・七五以上百分の百五十・二五」に改め、同号ハ中「百分の百四・五」を「百分の百三・二五」に、「百分の百二十四・五」を「百分の百二十三・二五」に改め、同号ニ中「百分の九十六」を「百分の九十四・七五」に、「百分の百十五」を「百分の百十三・七五」に改め、同項第二号イ中「百分の九十以上百分の二百七十」を「百分の八十八・七五以上百分の二百六十六・二五」に改め、同号ロ中「百分の八十」を「百分の七十八・七五」に改め、同号ハ中「百分の七十三・五」を「百分の七十二・二五」に改め、第十三条の二第一号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同条第二号中「百分の九十六」を「百分の九十四・七五」に改める。

第十三条の三第一号中「百分の五十四・五」を「百分の五十三・二五」に、「百分の六十四・五」を「百分の六十三・二五」に改め、同条第二号中「百分の五十一」を「百分の四十九・七五」に、「百分の六十一」を「百分の五十九・七五」に改め、同条第三号中「百分の四十九」を「百分の四十七・七五」に、「百分の五十九」を「百分の五十七・七五」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番